

再生可能エネルギー電気卸供給約款の変更届出について

当社は、本日、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第1項^{※1}に基づき、「再生可能エネルギー電気卸供給約款^{※2}」の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

1. 変更内容

- ・ 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金等の口座振替の導入

再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金等について、口座振替を導入するため、供給条件に反映しました。

2. 実施日

2027年1月1日を予定しています。

3. 添付資料

[再生可能エネルギー電気卸供給約款変更届出書](#)

※1：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第1項（再生可能エネルギー電気卸供給約款）

電気事業者は、前条第一項第二号に掲げる方法による供給（以下「再生可能エネルギー電気卸供給」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：当社が買い取った再生可能エネルギー電気を、小売電気事業者へ卸供給する際の料金その他供給条件を定めたもの。

以　上